

第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（素案）等に係る意見について

平成27年3月27日
一般社団法人 国立大学協会

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（素案）

全 体

（意見）

中期目標の達成状況を評価するための評価基準や、各評定等における段階判定の基準に関し、その評価・判定に際して考慮される事項・指標等についてお示しいただきたい。

2. 実施方法

○（2）全体評価（5ページ）

「・・・さらに、戦略性が高く、意欲的な目標・計画については、各年度の具体的な取組状況について進捗状況の確認も踏まえ記述する。」

（意見）

戦略性が高く意欲的な目標・計画については、各国立大学法人が設定したものが、そのまま認定されるのか伺いたい。もし、それを評価委員会が認定するのであれば、その認定基準、認定手続及び達成状況の評価基準等についてお示しいただきたい。

3. スケジュール（5、6ページ）

（意見）

大学評価・学位授与機構が行う教育研究の状況の評価について、具体のスケジュールをお示しいただきたい。

別添1 共通の観点

○「2. 財務内容の改善」（7ページ）

「・・・財務データを最大限活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析を実施することで、資源配分の重点化や経費の削減などその分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価する。」

（意見）

財務内容の改善の評価の観点として「資源配分の重点化」が掲げられているが、資源配分の重点化は単に財務内容の改善というよりは、戦略的な資源配分のための財源を確保して機能強化に取り組むためのものととらえられるので、このような内容を含むとすれば、表題は「財務運営の改善」とすべきではないか。

別添2 機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価単位について

○「I. 基本的な考え方 1.」(9ページ)

「・・・学部・研究科の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価の対象は、原則として、各法人が設置する学部・研究科等、共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設及び教育関係共同利用拠点に認定された施設とする。」

(意見)

第2期中期目標期間と同様に共同利用・共同研究拠点に認定されていない附置研究所も評価単位に含めていただきたい。

別添3 中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

○「1. 定員超過率の算定方法(3) 定員超過率」(13ページ)

(意見)

定員超過率の算定にあたっては、長期履修制度を活用する社会人学生についても考慮に入れていただきたい。

○「2. 定員超過の状況の確認・指摘方法について」(13ページ)

(意見)

国立大学の定員超過の抑制は、平成20年2月14日付19文科高第715号高等教育局長通知「国立大学の学部における定員超過の抑制について」に基づき適正化を図っているところであり、同通知との整合性を図っていただきたい。(例:小規模学部の定員超過率については120%を適用、大学院は対象外、など。)

その他

(意見)

- ・ 「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」において検討されている「機能強化の方向性に応じた重点支援」及び「学長の裁量による経費(仮称)に基づく活動等による実績」に関する評価の実施時期は、国立大学法人評価の暫定評価、中期目標期間評価の実施時期と合わせるとともに、評価項目・指標についても可能な限り共通化を図るなど、各法人の評価作業の負担軽減、効率化を図っていただきたい。
- ・ 第2期中期目標期間の評価結果の第3期中期目標期間の運営費交付金配分の反映方法について、早期にお示しいただきたい。